

引っ越しにともなう、ごみの処分について（東久留米市）

粗大ごみ（おおむね30cm以上のもの）



ごみ対策課粗大受付電話番号に収集申し込みをしてください。（有料申込制）

・電話申し込み TEL:042-473-2118
月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

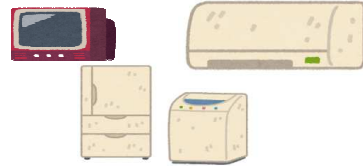
・インターネット申し込み 24時間受付

<https://logoform.jp/form/985h/37308>

粗大ごみインターネット申し込みサイト（QRコード）→



家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫 ・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）



法律によりリサイクルが義務付けられています。市の粗大ごみには出せません。

- ・購入した小売店、買換えする小売店に引き取りを依頼してください。
- ・購入店が不明な場合、収集運搬業者に依頼してください。
この場合には、リサイクル料金と収集運搬料金が必要となります。
詳しくは各業者にお尋ねください。
運搬業者一覧はこちら（QRコード）→



家庭用パソコン



法律によりリサイクルが義務付けられています。市のごみには出せません。

- ・処分する場合は各メーカーにお申し込みください。
- ・自作パソコン、倒産等で回収メーカーが無い場合は、パソコン3R推進協会
へ（TEL:03-5282-7685）またはリネットジャパンリサイクル株式会社
（TEL:0570-085-800）にお問い合わせください。
- ・ノートパソコンは市役所またはごみ対策課へお持ちいただければ無料で回収いたします。



有害性・危険性のある物、特殊なもの

ガスボンベ、石油類、工業製品、
バッテリー、オートバイ、ピアノ、
オイルヒーター、タイヤ、消火器、
建築廃材、土、砂など

柳泉園組合で焼却、破碎、圧縮などの処理が困難なものは市で収集することが出来ません。

- ・購入した販売店などに引き取りを依頼してください。
- ・不明な場合は、ごみ対策課（TEL:042-473-2117）にご相談ください。

燃やせるごみ、燃やせないごみ、 容器包装プラスチック、有害ごみ、 ペットボトル、ガラスびん、缶

- ・きちんと分別し、収集日を守ってお出してください。
なお、燃やせるごみ、燃やせないごみ及び容器包装プラスチックは指定収集袋に入れて出してください。
- ・一度の収集に出せるのは5袋までです。
一度に5袋を超える場合は事前にごみ対策課（TEL:042-473-2117）までお電話ください。

紙類・布類

新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、
紙パック、古布

- ・品目ごとに分別してお出してください。

※雨で濡れてしまった布類は、リサイクル出来なくなる為、柳泉園組合で焼却処分することになります。
必ず晴れた日に出してください。

※粗大ごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみは柳泉園組合に持ち込むことができます。（有料）
持ち込んで処分する場合は、事前に柳泉園組合へご確認ください。（TEL:042-470-1555）